

基礎年金番号等について

平成21年5月12日

社 会 保 険 庁

I 基礎年金番号とは

わが国の年金制度は、民間サラリーマンを対象とする厚生年金保険、公務員などを対象とする数種の共済組合、自営業者などを対象とする国民年金等に分立しており、年金制度の加入者の記録は、従来、国民年金、厚生年金保険、船員保険及び共済組合のそれぞれの保険者ごとに管理され、基礎年金番号導入前においては制度を通じた記録の把握が困難等の問題が生じていた。

基礎年金番号とは、こうした問題の解消を図るとともに、年金保険事業運営の一層の適正化・効率化、並びに被保険者及び年金受給権者に対する一層のサービス向上を図るために、平成9年から導入したものであり、

- 各公的年金制度ごとの年金番号を共通化し、この番号は制度を移った場合でも変わらない（一人一番号）
- この番号により、他の制度での加入記録について情報交換を行うことにより、公的年金の全加入期間を通じ、同一の番号での記録の整理、年金に関する手続き、照会等をできるようにするものである。

II 基礎年金番号の付番契機

- 平成9年1月の基礎年金番号導入時においては、国民年金又は厚生年金保険の現存被保険者は、加入している制度（当時）の年金手帳記号番号を基礎年金番号として使用する等により、基礎年金番号を付番。
- 基礎年金番号導入以後については、
 - ① 公的年金制度への加入が初めての者は新規加入時、
 - ② 平成9年1月時点において資格喪失していた者は、年金制度再加入時又は年金の裁定請求時、
 - ③ 20歳未満の者又は過去に一度も年金制度に加入したことがない60歳以上の者等について遺族年金の裁定請求時に付番。

〔年金番号の体系と付け方・・・・・・・・・・（資料1参照）〕

Ⅲ 基礎年金番号の活用状況

- 58歳到達者に対する年金加入状況をお知らせ及び年金見込額の提供を希望する者への年金見込額を記したお知らせの送付。
(平成16年3月から実施)



- ・ ねんきん特別便の実施 (平成19年12月～平成20年10月)
 - ・ ねんきん定期便の実施 (平成21年4月～)
-
- 60歳 (年金支給開始年齢) 到達間近の者に対し、基本項目 (基礎年金番号・氏名・性別・生年月日・住所) 及び年金加入記録を印字した裁定請求書を、裁定請求の案内 (記載要領を含む) と併せて本人あて送付。(平成17年10月から実施)
 - 自営業者等 (第1号・第3号被保険者) がサラリーマン (第2号被保険者) になった際の、国民年金の種別変更の届出を省略。
(平成9年1月から実施)
 - 会社を退職した者で、国民年金の第1号被保険者又は第3号被保険者に該当すると思われる者に対して届出を勧奨。(平成10年6月から実施)
 - 複数の年金受給権に共通する届出 (死亡、氏名変更、生存証明等) を、一つの年金受給権に対する届出のみとした。(平成9年1月から実施)
 - 基礎年金番号をキーとして各制度間の年金情報を交換することにより、複数年金の受給等による年金の過払いを未然に防止できる。(平成9年1月から実施)

IV 基礎年金番号に関するプライバシー保護

- 「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」に基づき、社会保険庁において「社会保険庁保有個人情報保護管理規定」を定めて保有個人情報の厳重な管理を行っており、生体情報認証等による電子計算機室等への厳重な入退室管理及びデータのアクセスに係る制限等を実施するとともに、年金個人情報については、本人等から請求があった場合に、それを確認した上で提供する以外には、法的根拠のある場合を除いて、原則、外部へは提供しないこととしている。
- 更に、基礎年金番号については、国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律において、法律上の位置付けを明確にした上で、利用や提供の範囲を明確にするとともに、住民基本台帳法における住民票コードの利用制限を準用し、保護措置を講じている。(平成22年1月施行)

【準用する住民票コードの利用制限・禁止事項】

- ・ 行政機関等による目的外の告知要求制限 (住基法第30条の42)
- ・ 行政機関等以外の者による告知要求制限 (住基法第30条の43①)
- ・ 行政機関等以外の者による契約の際の告知要求制限 (住基法第30条の43②)
- ・ 行政機関等以外の者による他に提供されるデータベースの構成禁止 (住基法第30条の43③) 等